

資料 6

平成 29 年 8 月 7 日 (月)

第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会

特定教育・保育施設の利用定員の設定について（意見聴取）

1. 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。

- ア 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- イ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べる。
- エ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

以上のことから特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を伺うものです。

2. 認可定員と利用定員

認可定員とは、教育・保育施設（保育園・認定こども園・幼稚園）の設置にあたり、千葉県が定める基準（面積、職員配置等）により園全体の定員として認可された人数。

利用定員とは、認可定員の範囲内で、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに市が定めた人数。

3. 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の設置者からの申請に基づき市長が確認を行う際に、以下の点について留意し、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定めることになっています。

- ・利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があること。
- ・利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実利用人員や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

※「確認」とは、認可施設としての地位を有する前提で、給付の対象となる施設を確定する手続のこと。

4. 意見聴取概要

平成 29 年度末までに開設および移転予定(千葉県による設置認可が前提)の下記の 2 施設について、特定教育・保育施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、佐倉市子育て支援推進委員会の審議に附すものです。

5. 開園・移転予定の施設について

① 臼井はくすい保育園（保育所）

設置・運営者名	社会福祉法人誠友会																				
設置・運営者所在地	佐倉市岩名 1011																				
代表者職・氏名	理事長 竹内 淳																				
施設名	臼井はくすい保育園																				
施設所在地	佐倉市王子台 1-2-3 レイクピアウスイ 3階																				
教育・保育提供区域	臼井・千代田区域																				
認可定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0 歳</th> <th>1 歳</th> <th>2 歳</th> <th>3 歳</th> <th>4 歳</th> <th>5 歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>9 人</td> <td>9 人</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> <td>50 人</td> </tr> </tbody> </table>							0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	6 人	6 人	9 人	9 人	10 人	10 人	50 人
0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計															
6 人	6 人	9 人	9 人	10 人	10 人	50 人															
設定しようとする 利用定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0 歳</th> <th>1 歳</th> <th>2 歳</th> <th>3 歳</th> <th>4 歳</th> <th>5 歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>9 人</td> <td>5 人</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> <td>30 人</td> </tr> </tbody> </table>							0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	6 人	6 人	9 人	5 人	2 人	2 人	30 人
0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計															
6 人	6 人	9 人	5 人	2 人	2 人	30 人															
開設予定年月日	平成 29 年 12 月 1 日																				
備考	はくすい保育園（佐倉地区）と同事業者による新設																				

②ソラストさくら（保育所）※移転・定員増員

設置・運営者名	株式会社ソラスト						
設置・運営者所在地	東京都千代田区神田佐久間町3-2 ソラスト秋葉原ビル3F						
代表者職・氏名	代表取締役 石川 泰彦						
施設名	ソラストさくら						
施設所在地	<p>(移転前) 佐倉市上志津1707番地2 (移転後) 佐倉市上志津1704番地6</p> 						
教育・保育提供区域	志津南部区域						
認可定員	移転前認可定員						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	9人	9人	9人	10人	10人	13人	60人
	移転後認可定員						
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
11人	18人	21人	23人	23人	24人	120人	
設定しようとする 利用定員	移転後利用定員						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	11人	18人	21人	23人	13人	14人	100人
開設予定年月日	平成29年10月1日						
備考	移転による定員増						

6. 佐倉市子ども・子育て事業計画における量の見込み・確保内容との比較

【白井・千代田区域】

<0歳児>3号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	白井はくすい 認可予定定員
量の見込み		70			
確保内容	保育園	38	43	▲5	6
	認定こども園	6	6	▲2	0
	地域型保育	18	1	17	0
計		70	50	10	6

<1,2歳児>3号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	白井はくすい 認可予定定員
量の見込み		220			
確保内容	保育園	138	150	▲12	15
	認定こども園	16	16	0	0
	地域型保育	36	7	29	0
計		190	50	17	15

<3歳以上児>2号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	白井はくすい 認可予定定員
量の見込み		320			
内確保	保育園	261	279	▲18	29
	認定こども園	27	28	▲1	0
計		288	307	▲19	29

<3歳以上児>1号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	白井はくすい 認可予定定員
量の見込み		650			
確保内容	幼稚園	0	0	0	0
	認定こども園	20	25	▲5	0
	未移り幼稚園	770	770	0	0
計		790	795	▲5	0

【志津南部区域】

<0歳児>3号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	ソラストさくら 増員予定定員
量の見込み		60			
確保内容	保育園	52	55	▲3	2
	認定こども園	0	0	0	0
	地域型保育	11	9	2	0
計		63	59	▲1	2

<1,2歳児>3号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	ソラストさくら 増員予定定員
量の見込み		180			
確保内容	保育園	162	172	▲10	21
	認定こども園	0	0	0	0
	地域型保育	22	19	3	0
計		184	191	▲7	21

<3歳以上児>2号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	ソラストさくら 増員予定定員
量の見込み		260			
内確保保	保育園	286	313	▲27	37
	認定こども園	0	0	0	0
計		286	313	▲27	37

<3歳以上児>1号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	整備すべき 定員 A-B	ソラストさくら 増員予定定員
量の見込み		520			
確保内容	幼稚園	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0
	未移り幼稚園	500	500	0	0
計		500	500	0	0